

# 10月から「子ども手当」が変わります！

これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、全ての方が申請が必要です。  
10月分からの支給額(月額)は以下のように変わります。

**申請をお忘れなく！**

対象となる児童		平成23年10月分～平成24年3月分
0～2歳		15,000円
3～12歳 (小学校卒業まで)	第1,2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

また、新しい法律により支給要件の変更が行われたことから、これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。

## 申請が必要です

10月分以降の子ども手当の支給を受けるためには新たな申請が必要です。

既に9月まで子ども手当の支給を受けていた方も、今回新たに子ども手当の申請が必要となります。(※公務員の方は勤務先へ申請)

9月まで松伏町で子ども手当を受給していた方には、10月下旬に申請用紙を送付しますので、福祉健康課へ返送、又は直接提出してください。

## ご注意ください

以下の方は速やかに申請してください。

- ・10月以降に転入・転出した方
- ・10月以降にお子さんが生まれた方  
転入・転出・出生した日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。

## 総務課のお知らせ

# 東日本大震災の被災地に義援金 212,827 円を送金しました

第4回目の送金を9月13日に212,827円行いました。

これにより松伏町から送金した総額は5,595,270円となりました。

皆様のご支援ご協力に対し、紙面を通じてお礼申し上げますと共に、引き続きご支援ご協力をお願いします。

なお個人としてご協力いただいた皆様のほか、ご協力いただいた団体は下記のとおりです。

(敬称略)松伏町歯科医師会、ゆめみ野第1自治会、田島連合自治会、松葉連合自治会

## 日本赤十字社による義援金の受付及び送金状況

■受付件数・金額／252万9,505件 2,870億8,109万3,709円(9月14日現在)

■送金配分状況／各都道府県に設置された「義援金配分委員会」を通じ被災者へ配分された額 2,060億円(9月9日現在)

※詳細は「日本赤十字社」ホームページ(URL <http://www.jrc.or.jp/>)をご覧ください。

## 住民ほけん課のお知らせ

# 年金受給者の現況届の提出は 原則不要となります

年金を受給されている方の現況確認は、日本年金機構が住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」)により行いますので、現況届の提出は原則不要です。

ただし、次に該当する方は年金受給者現況届等(ハガキ)の提出が必要です。

- ①外国籍(外国人登録)の方
- ②海外に居住している方
- ③日本年金機構が保有している本人情報と住基ネットの情報が相違し確認できない方
- ④住基ネットで現況確認できる方でも加給年金対象者の生計維持確認届や障害年金受給者の障害状態確認届及び所得状況届を要する方
- ⑤日本年金機構に住民票コードが収録されていない方

※現況届等の提出を忘れると年金支給が一時止まることがありますので、必ず忘れずに提出してください。